

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例</p>	<p>重大な感染症のまん延防止のため必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他やむを得ない事由により、委員会の招集場所に参集することが困難な委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって委員会に参加させることを認めるため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 出席の特例</p> <p>(1) 委員長は、重大な感染症のまん延防止のため必要があると認めるとき又は大規模な災害の発生その他やむを得ない事由により委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p> <p>(2) 委員が(1)により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</p> <p>(3) (1)により委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、条例の規定を適用する。</p> <p style="text-align: right;">(第8条の2関係)</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>